

「最高裁判所判例解説」、「法曹時報」の登載について

— 『D1-Law.com判例体系』 —

平素より『D1-Law.com判例体系』をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

このたび、『D1-Law.com判例体系』に、ユーザーの皆様よりご要望いただくことの多かった、「最高裁判所判例解説」、「法曹時報」（法曹會）の解説記事を、オプション登載（※）することとなりました。

また、これに合わせて、下記の機能改修を行いましたので、お知らせします。

- (1) 「最高裁判所判例解説」、「法曹時報」掲載の解説記事の登載（※）
- (2) 『解説検索』のタブを新設（「最高裁判所判例解説」「法曹時報」「判例タイムズ」解説記事の検索を可能に（※））
- (3) 「解説レコメンド」機能の登載
- (4) 体系目次への「最判解説」ボタンの追加

次ページからの機能概要をご確認いただき、より便利になった『D1-Law.com判例体系』をぜひご活用ください。

今後とも、弊社並びに『D1-Law.com』をご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

※「最高裁判所判例解説」、「法曹時報」のご利用には、別途オプション契約が必要です。下記「商品・オプションサービスのご購入について」のフリーダイヤルまで、お問い合わせください。

【お問い合わせ先】

◆商品・オプションサービスのご購入について
フリーダイヤル : 0120-203-694

◆D1-Law.comのご利用について (D1-Law.com サポート)
フリーダイヤル : 0120-203-480
e-Mail : support-d1law@daiichihoki.co.jp

(電話受付時間 : 9:00~17:30 (土日祝日を除く))

【概要】

(1) 「最高裁判所判例解説」、「法曹時報」の登載 (※1)

『判例体系』判例詳細画面の「解説」ボタンから、「最高裁判所判例解説」、「法曹時報」を表示できます。(別途オプション契約が必要)

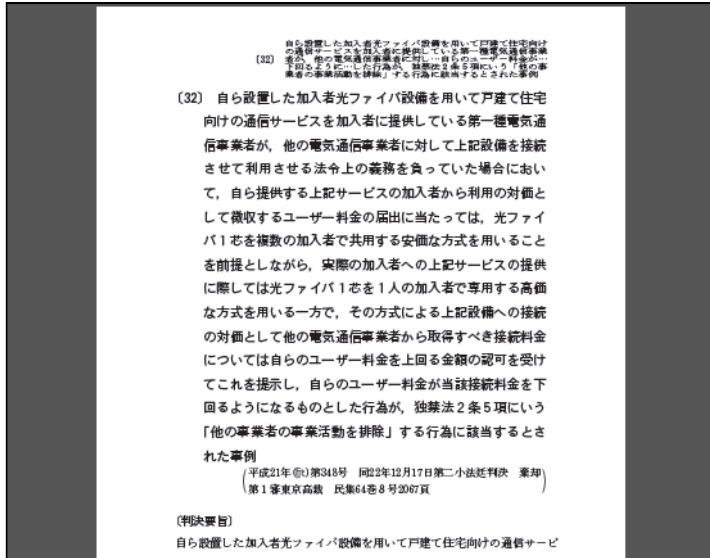
判例ID: 28163513
 著名事件名: NTT東日本FTTHサービス事件
 事件名: 審決取消請求事件
 裁判結果: 棄却
 上訴等: 確定
 出典: 最高裁判所民事判例集64巻8号2067頁
 裁判所時評1522号2頁...等

【32】 自ら設置した加入者光ファイバ設備を用いて戸建て住宅向けの通信サービスを加入者に提供している第一種電気通信事業者が、他の電気通信事業者に対して上記設備を接続させて利用させる法令上の義務を負っていた場合において、自ら提供する上記サービスの加入者から利用の対価として徴収するユーザー料金の届出に当たっては、光ファイバ1芯を複数の加入者で共用する安価な方式を用いることを前提としながら、実際の加入者への上記サービスの提供に際しては光ファイバ1芯を1人の加入者で専用する高価な方式を用いる一方で、その方式による上記設備への接続の対価として他の電気通信事業者から取得すべき接続料金については自らのユーザー料金を上回る金額の認可を受けてこれを提示し、自らのユーザー料金が当該接続料金を下回るようになるものとした行為が、**独禁法2条5項**という「他の事業者の事業活動を排除」する行為に該当するとされた事例
 平成21年(行ヒ)第348号 同22年12月17日第二小法廷判決 棄却
 第1審東京高裁 民集64巻8号2067頁
 【判決要旨】
 自ら設置した加入者光ファイバ設備を用いて戸建て住宅向けの通信サービスを加入者に提供している第一種電気通信事業者が、他の電気通信事業者に対して上記設備を接続させて利用させる法令上の義務を負っていた場合において、自ら提供する上記サービスの加入者から利用の

【32】 自ら設置した加入者光ファイバ設備を用いて戸建て住宅向けの通信サービスを加入者に提供している第一種電気通信事業者が、他の電気通信事業者に対して上記設備を接続させて利用させる法令上の義務を負っていた場合において、自ら提供する上記サービスの加入者から利用の対価として徴収するユーザー料金の届出に当たっては、光ファイバ1芯を複数の加入者で共用する安価な方式を用いることを前提としながら、実際の加入者への上記サービスの提供に際しては光ファイバ1芯を1人の加入者で専用する高価な方式を用いる一方で、その方式による上記設備への接続の対価として他の電気通信事業者から取得すべき接続料金については自らのユーザー料金を上回る金額の認可を受けてこれを提示し、自らのユーザー料金が当該接続料金を下回るようになるものとした行為が、**独禁法2条5項**という「他の事業者の事業活動を排除」する行為に該当するとされた事例
 平成21年(行ヒ)第348号 同22年12月17日第二小法廷判決 棄却
 第1審東京高裁 民集64巻8号2067頁
 【判決要旨】
 自ら設置した加入者光ファイバ設備を用いて戸建て住宅向けの通信サービスを加入者に提供している第一種電気通信事業者が、他の電気通信事業者に対して上記設備を接続させて利用させる法令上の義務を負っていた場合において、自ら提供する上記サービスの加入者から利用の

(a) PDF 表示

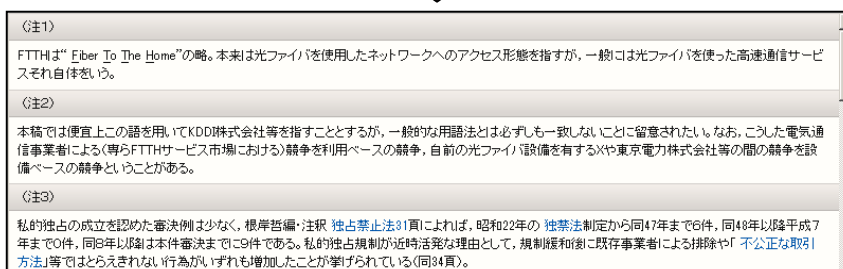
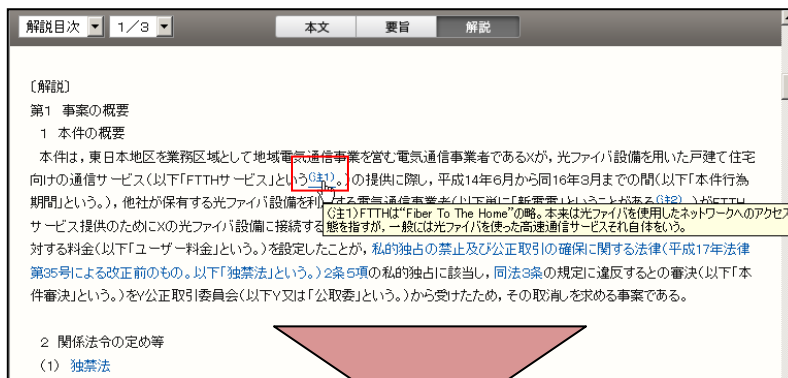
解説誌名の左にある PDF アイコンをクリックすると、解説誌の誌面レイアウトそのままの PDF を表示します。(※2)



(b) 解説記事のテキスト (HTML) 表示

解説記事を、テキスト (HTML) で表示します。法令へのリンク、判例へのリンクに加え、編注の表示 (マウスオーバーで画面内簡易表示、クリックで詳細ポップアップ表示) にも対応しています。

また、解説誌名のリンク文字列をクリックすることで、表示する解説誌を切り替えることができます。現在表示中の解説誌は、黄色でハイライト表示します。



- (※1) 「最高裁判所判例解説」及び「法曹時報」のご利用には、別途オプション契約が必要です。
- (※2) Chrome をご利用の場合、ブラウザ内で PDF ファイルを開いて閲覧することができません。これは、Chrome のバージョン 45 以降では、Adobe Reader のプラグインが使用できないためです。
- 以下手順により、PC のローカルフォルダにダウンロードして閲覧いただくか、他の推奨ブラウザ (Internet Explorer 7、8、9 または Firefox) をご利用ください。なお、ローカルフォルダにダウンロードした PDF ファイルは、コンテンツ提供元の要請により、7 日間経過すると表示できなくなる制限がかけられております。

【Chrome での「最高裁判所判例解説」PDF の閲覧手順】

PDF アイコンをクリックして開いた画面の「保存」アイコンをクリックし、ご利用の PC 上に保存した上で、保存した PDF ファイルを Adobe Reader で開いて閲覧してください。



(2) 「最高裁判所判例解説」「法曹時報」「判例タイムズ」解説記事の検索について

「最高裁判所判例解説」「法曹時報」の掲載に合わせ、『解説検索』のタブを新たに設け、解説記事だけを検索いただけるようにいたしました。

これにより、判例書誌・要旨と本文からの検索は、『判例体系』のタブで、解説記事本文からの検索は、『解説検索』のタブで、と区別して検索いただけるようになりました。

(3) 解説レコメンド機能の登載

これまで、「最近の検索」を表示していた検索画面左下のスペースに、新たに「解説レコメンド」表示機能を登載しました。フリーワードや事項での検索条件で、「解説検索」を行った場合の結果について、合わせてお知らせする機能となります。

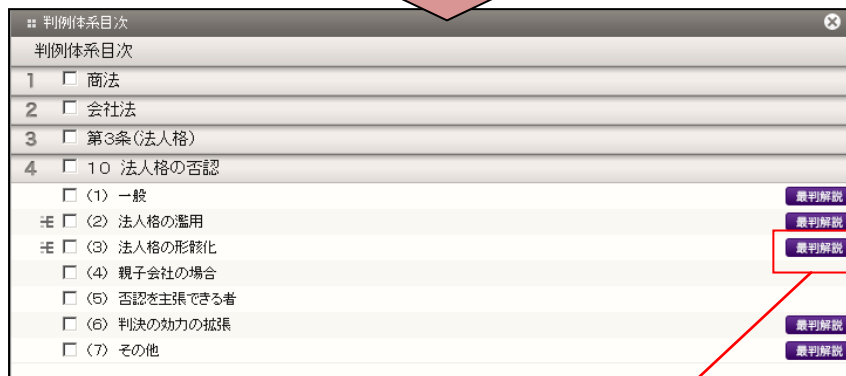
通常の「判例検索結果一覧」とは別に、解説記事が収録されている判例を明示（レコメンド表示）しますので、必要な解説記事の収録に簡単に気がつくことができます。

なお、従来の「最近の検索」をご利用になりたい場合は、「解説レコメンド」の隣の「最近の検索」をクリックして表示を切り替えることができます。

(4) 体系目次への「最判解説」ボタンの追加

該当の体系項目に紐付く判例に、「最高裁判所判例解説」または「法曹時報」の解説記事がある場合に、ボタンが表示されます。ボタンをクリックすると、「最高裁判所判例解説」または「法曹時報」の解説記事を持つ判例だけを表示します。

条より下の階層の体系項目に表示されますので、確認したい論点について、「最高裁判所判例解説」等で解説された重要判例だけを、手軽に一覧し、確認することができます。



以上